

平成26年10月1日(水)

会員各位

鹿行発 第130号 平成26年10月1日

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬

第二業務部長 畠中 陽光



薩摩川内市の都市計画区域再編(変更)に係る公告日について

薩摩川内市都市計画課より下記の内容について、周知依頼がありました。概要は以下の通りです。

事務連絡

平成26年9月30日

鹿児島県行政書士会事務局 様

薩摩川内市 都市計画課

課長 山村 昭一郎

薩摩川内市の都市計画区域再編(変更)に係る公告日について

時下、貴職におかれましては御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市都市計画行政に御高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市の都市計画区域再編(変更)については、これまで貴会へ連絡させていただいてきたところでありますが、平成26年10月10日に鹿児島県より公告され、薩摩川内都市計画区域として変更されることになりましたので、貴会の会員に対して情報提供くださいますようお願いいたします。

なお、都市計画区域変更に係る図面は下記URLで市HPに掲載しております。

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1410395378070/index.html>

暮らす→都市計画・区画整理→都市計画→薩摩川内市の都市計画区域の変更について

問合せ先 薩摩川内市役所 建設部都市計画課
都市計画グループ 吉留、森永
TEL 0996-23-5111(内線 3422)
FAX 0996-23-8389

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。